

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 新旧対照表

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第1 1～2 (略) 3 次に掲げる組織から構成された医療機器 (1)～(4) (略) (5) <u>ブタ心のう膜</u>	別表第1 1～2 (略) 3 次に掲げる組織から構成された医療機器 (1)～(4) (略) (新設)